

「徳島県耐震改修促進計画」の改定と これに伴うパブリックコメントの実施について

1 改定の理由

- (1) 策定後6年を経過したことによる建築物耐震化の状況変化を反映するため。
- (2) 「耐震改修促進法」の改正・施行に伴い、耐震診断が義務付けとなる建築物に関する事項を計画に追加するため。

2 改定の概要

- (1) 住宅、特定建築物(※)の棟数・耐震化率
 棟数、耐震化率について、直近のデータにより改定します。

【表1】

		現計画	改定計画	摘要
住宅	棟数(棟)	288,000	297,000	現計画はH15年、改定計画はH20年の「住宅・土地統計調査」による
	耐震化率(%)	64.9	72.0	
特定建築物	棟数(棟)	3,580	3,959	現計画はH18年、改定計画はH25年の県調査による
	耐震化率(%)	52.0	70.5	

※特定建築物： 病院・店舗など不特定多数の人が利用する建築物、小・中学校など避難弱者が利用する建築物、または危険物を貯蔵する建築物で、原則として3階建以上、延べ面積1,000㎡以上のもの。

- (2) 耐震化率の目標
 震災による死者ゼロを実現するために、次の建築物の耐震化率目標を100%に改定します。

【表2】

		現計画		改定計画	
		現状	目標(H27)	現状	目標(H32)
住宅		64.9%	倒壊の恐れのある住宅の耐震化	72.0%	100%
災害時に重要な機能を果たす特定建築物	学校	40.5%	90%	87.3%	100%
	病院	73.0%		75.4%	
	庁舎	43.8%		57.7%	
防災拠点等となる県有施設		43.2%	100%	79.7%	100%(H27)

(3) 耐震診断が義務付けとなる建築物

耐震改修促進法の改正・施行により、耐震診断が義務付けとなる建築物に関する事項を加えます。

① 要緊急安全確認大規模建築物

特定建築物のうち大規模なものについては、耐震診断を実施し、その結果を平成27年12月末までに報告することが義務付けられます。

② 要安全確認計画記載建築物

県が定める道路の沿道にある建築物のうち、倒壊した場合に道路幅員の2分の1以上を塞ぐ恐れのある建築物については、耐震診断を実施し、その結果を平成33年3月末までに報告することが義務付けられます。

本県では、市町村の区域を越える円滑な広域避難を図るため、「徳島県地域防災計画」で指定された第一次緊急輸送道路のうち、骨格となる、特に重要な5路線を【表3】のとおり定めます。

【表3】

路線名	区間
国道11号	徳島市～鳴門市 香川県境
国道32号	三好市 香川県境～三好市 高知県境
国道55号	徳島市～海部郡海陽町 高知県境
国道192号	徳島市～三好市 愛媛県境
国道193号	美馬市 香川県境～国道192号(美馬市)

(4) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

次の事項等について見直しを行います。

- ・ 耐震診断、改修の促進を図るための支援策
- ・ 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(5) 建築物の安全性向上に関する啓発・普及策

次の事項等について見直しを行います。

- ・ 相談体制の整備や情報提供の充実
- ・ リフォームに合わせた耐震改修の誘導策

3 今後のスケジュール

事項	月 日
パブリックコメントの実施	平成25年12月17日～26年1月16日
市町村・関係団体からの意見聴取	平成26年1月～
県議会2月定例会に計画(案)を報告	平成26年2月
公表	平成26年3月